

「都営住宅等の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」に関する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和6年12月11日（水）から令和7年1月10日（金）まで
- 意見提出者数：1（個人1）
- 意見提出件数：2件

| 番号 | 意見の概要 | 意見に対する都の考え方・対応 |
|----|---|---|
| 1 | <p>個人情報の管理について</p> <p>DV等支援措置を受けている者は住民票や健康保険証もマイナンバーカードの提携はできないようになっているが、該当者の情報はどのように守るつもりか。</p> | <p>（都の考え方）</p> <p>DV等の被害に遭われている方は、マイナンバーを活用して都営住宅等の管理に関する手続きを行う際に、都が現在お住まいの区市町等に情報照会を行った履歴について、不開示を希望する旨を都に対して申し出ていただくことにより、当該履歴がマイナポータルに表示されないようにできます。</p> <p>また、従来どおり、マイナンバーを活用せず、本人が必要な書類を提出して各種手続きをすることも可能です。</p> <p>なお、都及び東京都住宅供給公社は、本人の情報に関して本人以外から問合せがあっても、個人情報の保護に関する法律等に基づき、刑事訴訟法に拠る警察からの照会など法令等に基づく場合を除き、回答いたしません。マイナンバーを含む特定個人情報に関しても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく場合を除き、回答いたしません。</p> <p>（評価書への反映）</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり評価書を修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV等被害者の特定個人情報の保護に関する取組について、全項目評価書の「IV リスク対策（その他）」の「3. その他のリスク対策」に追記しました。 ・全項目評価書の別添1「事務の内容」の「（備考）」の「3.届出・申請」に不開示設定を行う旨を追記しました。 ・全項目評価書の別添2「特定個人情報ファイル記録項目」（別紙2「ファイル記録項目」）に「不開示コード設定」を追記しました。 |

| 番号 | 意見の概要 | 意見に対する都の考え方・対応 |
|----|---|----------------------|
| 2 | <p>プライバシーや個人情報を詮索したり、JKKや都に問い合わせる人もいる。</p> <p>役所のDV等支援措置を受けている入居者もいる中、被害者にとって個人情報の詮索等は恐怖を感じる。</p> <p>どのように個人情報を守れば良いのかその仕様までまとめていただきたい。</p> | <p>番号1の回答のとおりです。</p> |